

光市市民活動情報掲示板管理運営要領

(平成19年4月)

1 目的

この要領は、市民や市民活動団体等が市民活動に関する情報を相互に発信し、収集できる環境を整備することにより、市民や市民活動団体の協働を支援し、又は活性化するため、光市のホームページ上に設置する市民活動に関する情報掲示板（以下「市民活動情報掲示板」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置主体及び取扱主管課

市民活動情報掲示板の運営主体は光市とし、その管理及び運営の主管課は地域づくり推進課とする。

3 掲載の要件

市民活動情報掲示板に掲載できる情報は、記事の内容が市民活動に関係する内容であるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する内容は、掲載できないものとする。また、掲載後であっても、運営主体がこれらに該当すると運営主体が判断したときは、記事を削除できるものとする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の宗教活動や政治活動のために利用しようとするもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 特定の個人、特定の組織等への誹謗中傷を行うもの
- (5) 人権侵害や個人の尊厳等を傷つける恐れのあるもの
- (6) 犯罪や反社会的行為に結びつく内容のもの
- (7) 著作権、知的所有権の侵害、その他法令に抵触すると思われるもの
- (8) 悪意による行為の結果を求めるために利用を図ろうとするもの
- (9) その他、運営主体が登録または掲載の内容を不相当と判断したもの

4 記事の掲載及び掲載料

市民活動情報掲示板への記事の掲載は、掲載者が随時行えるものとし、掲載料は、無料とする。

5 記事の修正及び削除

掲載された記事に誤りや変更があるときは、掲載者は速やかに修正しなければならない。

6 運営主体の免責事項及び利用上の注意事項

運営主体の免責事項及び利用上の注意事項については、次に掲げるものとする。

- (1) 市民活動情報掲示板の内容により発生した問題、不利益などについて、運営主体は一切の責任を負わないこと。
- (2) 市民活動情報掲示板は、市民活動を行う市民等が自己の責任において掲載するものであり、当該掲示板に掲載された記事等について、その信頼性や正確性を運営主体が保証するものではないこと。
- (3) インターネットにはその特性として匿名性があるため、掲示板に掲載された記事の利用にあたっては、そのことに十分注意し、利用者各自の責任において判断すること。
- (4) 掲載者が、連絡先等の個人情報の掲載に関して特段の配慮が必要と希望するときは、運営主体は相談を受けるものであること。

7 利用者への周知

この要領に定める事項は、市民活動情報掲示板に掲載し、利用者への周知を図るものとする。

8 その他

この要領に定めるもののほか、市民活動情報掲示板の運営及び管理に関する必要な事項は、市民部長が定める。